

「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

舞鶴市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年10月に策定しました。

近年の新型コロナウイルス感染症による甚大な影響とその教訓を踏まえ、国(令和6年7月改定)及び京都府(令和7年3月改定)において、行動計画が抜本的に改定されました。

これを受け、本市では、国及び府の計画との整合性を図り、新型インフルエンザ等への対策における8項目(実施体制、情報提供・共有、リスクコミュニケーション、まん延防止、ワクチン接種、医療、保健、物資、市民生活及び地域経済の安定の確保)を柱とした「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画
別添のとおり

市ホームページにも掲載しております。

URL:<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kenkou/0000014808.html>



2. その他

計画改定に先立ち、去る令和8年1月5日から2月4日まで実施しましたパブリック・コメントにつきましては、意見はありませんでした。

